

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和元年度	0	0
令和2年度	941,091	846,980
令和3年度	1,612,888	1,707,000
計	2,553,980	2,553,980

ク ちば野菊の里浄水場（第2期） 場内連絡管布設工事（その6）

- ① 工事目的：ちば野菊の里浄水場（第2期）の場内連絡管を布設する
- ② 工事内容：
導水管布設工、活性炭吸着池排水管布設工、急速ろ過池排水管布設工、着水井越流排水管布設工、返送管布設工、中間ポンプ棟～中間塩素混和池連絡管布設工、洗浄水槽揚水管布設工、給水管布設工、付帯工
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 998 百万円 請負金額 914 百万円 変更請負金額 915 百万円
- ⑤ 支出額：328 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：162 百万円
- ⑦ 着工日：令和3年8月4日
- ⑧ 完了日：令和5年6月30日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金：なし
- ⑬ 前払い：あり 令和3年度 219 百万円、令和4年度 109 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和3年度	548,467	493,620
令和4年度	366,609	421,456
計	915,076	915,076

(3) 手続

設計書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、支出回議書兼支出（振替）伝票、未完成工事報告書、未完成理由書、各種伺（工期延期、設計変更等）、工事完成報告書、工事精算書、固定資産振替内訳書、固定資産取得額計算書、振替調書兼振替伝票、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を閲覧し、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(4) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 一者応札の工事について（意見）

【現状・問題点】

今回監査対象とした施設整備センターの対象工事8件のうち6件(ア～エ、カ、キ)は応札した業者が1者であった。

千葉県では、公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに、公正な競争を促進するための事項について調査審議するため、千葉県入札監視委員会を運営されており、企業局もその対象である。

また、発注に当たって、個別の案件ごとに資格要件を設定し、20者以上の業者が入札に参加できるようにしているほか、契約条件の設定に当たり、近年の社会情勢を考慮し、製造業者に機器の納期を確認した上で、適正工期を設定するよう見直しを実施しているとのことである。

しかし、それでもなお応札した業者が1者となる工事が多い結果となつては、対策が有効なものか疑問であるし、ひいては公正な競争環境にあるのか疑念を抱かれかねない。

【結果（意見）：施設整備センター】

一般競争入札の案件であることから、応札していない業者にヒアリングをすることは困難であるとのことだが、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう検討し、より有効な対策となるようさらに工夫いただくことを要望する。

② 固定資産の計上単位について（意見）

【現状・問題点】

固定資産の計上においては、管理部経理課からの指示により、「本来の効用をあげうる単位」を基準として、細分化された各固定資産を一定程度まとめて計上している。

しかし、固定資産振替内訳書（又は固定資産取得額計算書）を閲覧したところ、固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、下記のとおり案件によって基準にばらつきが生じているように見受けられる。

工事名	工事額（千円）	固定資産振替内訳書より
ちば野菊の里浄水場 （第2期）急速ろ過池 機械設備工事	3,443,000	集水装置、空洗ブロワ、 各種ポンプ、各種弁類に 分けて登録
ちば野菊の里浄水場 （第2期）活性炭吸着 池機械設備工事	2,553,980	集水装置、空洗ブロワ、 各種弁類をまとめて1つ の資産として登録

同じ固定資産でもまとめ方により償却年数にばらつきが生じる可能性があり、適正な減価償却費を算定できないほか、事後的に資産の状況把握や他団体との比較可能性を確保することができなくなる可能性がある。

【結果（意見）：管理部経理課】

担当者による処理のばらつきを防止するため、固定資産の計上単位の判断基準の具体化を要望する。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）32項において、固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければならないとされている。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当であるとされている。

これを踏まえて「千葉県営水道事業長期施設整備方針」「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」等を考慮の上、事務処理基準の検討を要望する。

1.4 南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1

（1）概要

① 事業の必要性

平成28年3月に当時の企業庁から公表された「千葉県工業用水道事業 施設更

新・耐震化長期計画」において、「本計画は、国の示した「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（平成 25 年 3 月）」（以下、「工水指針」という。）に基づき、老朽度や耐震性の評価を踏まえた上で、投資効果等を考慮しながら整備時期や手法を精査し、さらに財政面からの検討を加えたものとなっています。」とされています。

これを受け、平成 30 年 3 月 26 日に「この計画の最初の 5 年間の事業内容の具体化を図るものとして、財源を明確にし、運営基盤の強化を図りつつ、工業用水の安定的な供給と非常時に備えた危機管理対策を盛り込んだ、平成 30 年度から 34 年度（令和 4 年度）の中期経営計画を、受水企業と協議しながら策定しました。」と「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を公表した。この計画で、工業用水道施設の更新は、次のように計画された。

施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえて、以下の施設の整備を行う。

ア 浄水場：施設単位で更新

- ①南八幡浄水場施設設備更新 [東葛・葛南地区]
- ②佐倉浄水場施設更新 [五井姉崎地区]
- ③人見浄水場排水処理棟等施設更新 [木更津南部地区]

イ 管路：耐震対策が必要なコンクリート管、耐震適合性のない管を布設替え

5.4km（[東葛・葛南地区] 1.9km、[五井姉崎地区] 3.5km）

ウ 水管橋：管路の布設替えに合わせて整備

3 橋（[東葛・葛南地区] 2 橋、[五井姉崎地区] 1 橋）

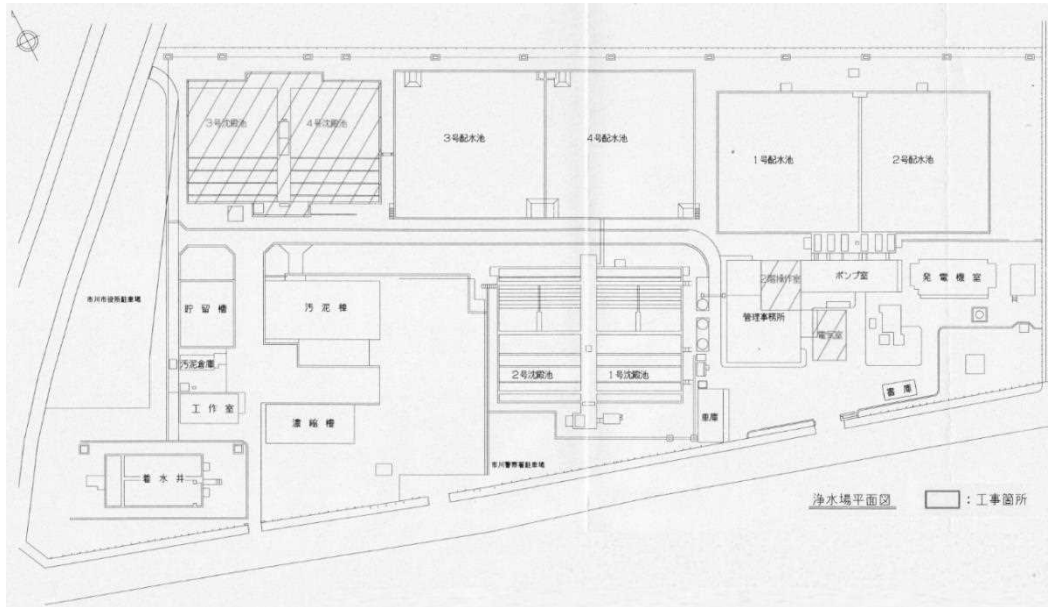
さらに、令和 5 年 3 月 31 日に「千葉県企業局では、工業用水を安定的に供給するため、中期経営計画等に基づき、施設の更新・耐震化等を計画的に進めており、次期計画として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を受水企業と協議しながら策定しました。」として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を公表している。この計画においても、「施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえ施設整備を行うとともに、令和元年房総半島台風等の経験を踏まえた、停電・浸水対策を実施する。」としている。

以上のように、この工事は、40 年間の長期計画に位置付けられたものである。

② 事業内容

南八幡浄水場 3・4 号沈殿池の機械・電気設備の更新及び監視制御設備の更新を行うものである。

施設の概要は、機械設備一式、電気設備一式、監視制御設備一式からなり、設置場所は下図の斜線をしてある箇所となる。



固定資産台帳には以下の資産名で登録された。

機械及び装置

その他機械及び装置

攪拌装置

汚泥沈降促進装置

搔寄装置

除塵装置

計測設備

排泥移送装置

昇降移送装置

制水弁

電気設備

電気設備

遠方監視装置

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 1,503 百万円、請負金額 1,430 百万円
- ⑤ 支出額：1,430 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和2年10月29日
- ⑧ 完了日：令和5年1月31日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし

- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑬ 前払いの有無：あり 1,710 千円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和2年度	4,279	3,850
令和3年度	194,013	174,610
令和4年度	1,231,707	1,251,540
計	1,430,000	1,430,000

(2) 手続

当初年度(令和2年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(工・一般仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替回議書、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合规性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

① 建設廃棄物処理業者について(指摘)

【現状・問題点】

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)」における施設の名称は「KA社」であるが、「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先は「NK社」となっている。

「KA社」はNK社の協力会社とのことであるが、書面ごとに契約先が異なっている。

最終的には、現場施工前の令和2年11月27日に受注者から提出された施工計画書の中で、処分先は「STK社」との申し出があり、実際の処分先は変更となっていた。

なお、「施工3第3号 南八幡浄水場排水処理棟電気設備更新工事」では、「契約変更通知書」に係る「工事打合簿」によると、既設の天井ボードを撤去するにあたり調査したところ、ヒ素含有製品(OYボード)であったため、当初想定して

いた処分先で処分できず、廃棄物処理業者の変更を行っている。

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をする必要があるが、その書面が残されていなかった。

【結果（指摘）：葛南工業用水道事務所】

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をし、書面を残すという適正な処理を行うように要望する。

② 一者応札の工事について（意見）

【現状・問題点】

「一般競争入札参加資格要件等設定資料」では、「見込業者数」は「20 者以上」となっているが、「別記第 5 様式その 1（単独発注） 一般競争入札参加資格確認書 議案第 12 号」では、「※本件は、特別な事情があるため、入札参加者が一者である場合でも入札を執行する。」との記載があり、「開札結果」では応札した会社は一者しかなかった。

ここでいう「入札参加者が一者である場合でも入札を執行する」特別な事情は、「案件が既存設備の更新というものであり、過去の類似工事例から（施工能力のある事業者は多くおりますが）入札参加者が相当少数であることが予測される」からということであった。

また、「20 者以上」に設計概要説明をしたのか確認したところ、「20 者以上」とは本工事を実施する能力があると見なされる事業者の目安数を記載しております。設計概要の説明は、入札参加した水道機工（株）を含めどの事業者に対しても実施していません。入札公告で提示した資料がすべてとなります。」との回答を得た。

【結果（意見）：葛南工業用水道事務所】

入札前から、応札者が一者の場合でも入札を執行する、として募集をし、結果として一者応札となっており、入札前に、一者入札となっても不成立とはしない、という判断をするにあたっては、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう、個別の事業の事情に応じた検討をすることが望ましいと考える。

15 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法

(1) 概要

① 事業の必要性

各都道府県知事及び各指定都市市長宛に、平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣から発出された「総財務第 14 号 統一的な基準による地方公会計の整備促進について」において、「特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。」として、固定資産台帳の整備が要請されている。

また、同日、総務省自治財政局長より発出された「総財務第 15 号 統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」においても、「今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 23 日公表）が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるようお願いいたします。」と固定資産台帳の整備が要請されている。

総財務第 14 号
平成 27 年 1 月 23 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣
(公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、平成 26 年 4 月 30 日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成や ICT を活用したシステムの整備が不可欠であり、平成 27 年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講ずることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総 財 務 第 1 5 号

平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)

統一的な基準による地方公会計マニュアルについて

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 23 日公表）が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組みられるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 財務書類作成要領

統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等を示したものであり、この中の仕訳変換表により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる。

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等を示したものであり、同台帳の整備により、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントが可能となる。

3. 連結財務書類作成の手引き

連結の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等を示したものであり、連結財務書類の作成によって、情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握による公共施設等のマネジメントも可能となる。

4. 財務書類等活用の手引き

財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法を示したものであり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる。